

アイシングループ 腐敗防止方針

私たちアイシンは、「アイシングループ企業行動憲章」に基づき、各国、各地域の法を守るとはもとより社会的良識を踏まえた公正かつ透明な事業活動を通して、持続可能な経済成長と社会的課題の解決に貢献します。

（贈収賄の禁止）

1. 公務員等またはその他事業者の役職員に対し、事業上の便宜の獲得を目的として、直接または間接的に金品その他の利益の供与・申し出・約束をしません。また、事業上の便宜を提供する対価として、公務員等またはその他事業者の役職員に対し、金品その他の利益の要求・収受をしません。

（適切な接待・贈答）

2. 接待・贈答を授受する際は、目的・頻度・相手・金額などの面から社会通念上適切な範囲内とし、第三者から不信や疑惑を持たれるような行為はしません。

（腐敗行為の禁止）

3. 贈収賄を含め、横領、インサイダー取引、利益供与の強要、不正入札など自己または第三者の職務上の権力、地位を濫用する腐敗行為または腐敗行為に加担する行為をしません。

（適正な経理処理）

4. 国際会計基準および各国の会計基準に基づき透明かつ公正な経理を行い、すべての取引および資産の処分について、正確に漏れなく記帳し、保持します。

アイシン軽金属株式会社

代表取締役社長

古村 清志